

令和8年度

湯河原町教育委員会基本方針

「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」

湯河原町教育委員会

＜令和8年2月＞

〒259-0301

住所 足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地1

電話 0465-62-1100 FAX 0465-62-1188

令和8年度 湯河原町教育委員会基本方針

湯河原町では、急速に進行する少子化・高齢化、また、グローバル化・デジタル化をはじめとする高度情報化の進展など社会環境が大きく変化する中で、地域の活力と特色を生かしたまちづくりを一層推進していくことが求められています。湯河原町総合計画「ゆがわら 2021 プラン」で示す町の将来像『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』の実現を目指し、文化と教育の分野においても、地域の力を結集し、時代を担う子ども達の育成や生涯教育の充実に取り組みます。

湯河原町教育委員会では、総合計画の基本目標4「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」を基本理念とし、湯河原町教育大綱基本目標にあります次の4つの柱をもとに教育施策を推進してまいります。

湯河原町教育大綱基本目標

- 1 一人ひとりの子どもの未来を拓く教育の推進
- 2 子どもから大人までともに学び成長する「まち」の創生
- 3 学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成
- 4 健康な心と身体を育む生涯学習の振興

教育大綱の趣旨を踏まえ、令和8年度における教育行政の重点として次の14項目を定めます。

重点項目

- 1 「生きる力」の育成
- 2 「信頼される学校づくり」の推進
- 3 「安全・安心な学校づくり」の推進
- 4 思いやりや地球環境を大切にする心の育成
- 5 人権教育及び人権啓発の推進
- 6 魅力ある教育の推進
- 7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の検討
- 8 生涯学習活動の支援
- 9 家庭の教育力の向上
- 10 読書活動の推進
- 11 町立図書館のあり方の検討
- 12 青少年の健全育成
- 13 芸術・文化の振興と文化遺産の活用
- 14 生涯スポーツの推進

重点項目の概要

1 「生きる力」の育成

子ども達たちが自ら考え、学び、行動できる力を育む教育を推進します。知識の習得だけでなく、学ぶ意欲や創造力、他者との協働を通して、主体的に生きる力を伸ばします。

2 「信頼される学校づくり」の推進

地域と連携し、安心して学べる学校づくりを進めます。学校・家庭・地域が協力し合い、子ども達の成長を支える教育活動の充実を目指します。

3 「安全・安心な学校づくり」の推進

学校を子ども達が安全に過ごせる場所とするため、防犯・防災対策を強化します。感染症予防や老朽化した施設の改善にも計画的に取り組みます。

4 思いやりや地球環境を大切にする心の育成

日常生活を通して社会のルールやマナーを理解し、他者を思いやる心を育てます。湯河原の自然の中で、温泉をはじめ地域の特性を生かした学びにより、地球環境を大切にする精神を育みます。

5 人権教育及び人権啓発の推進

一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合う地域社会を目指します。学校・家庭・地域が連携し、差別や偏見のない環境づくりと人権意識の向上を進めます。

6 魅力ある教育の推進

子ども達の個性を尊重し、学びを支える環境を整えます。地域全体で支え合い、生涯の学びにつながる基盤づくりを進めます。

7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の検討

令和3年度から取り組んでいる「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」については、より良い学びの場を未来へつなぐため、児童・生徒の成長にとって必要とされる集団教育の場のあり方について、検討を深めてまいります。

8 生涯学習活動の支援

町民誰もがお互いに学びあい、高めあえる「共生のまち」づくりを目指して、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲を高めるとともに支援してまいります。

9 家庭の教育力の向上

家庭教育の重要な役割である、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感・豊かな情操などのほか、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観の理解が醸成されるよう努めてまいります。

10 読書活動の推進

豊かな心を育てる読書活動を進めるため、子どもから大人まで町民皆が本に親しむ機会を得られるよう、さまざまな企画を提供してまいります。

11 町立図書館のあり方の検討

「湯河原町立図書館のあり方検討委員会」の検討状況を踏まえ、庁舎のあり方など他の公共施設の将来像を見据えながら、町立図書館のあり方を協議・検討してまいります。

12 青少年の健全育成

青少年が社会の一員であることの自覚をもつよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や様々な体験ができる機会の提供に取り組みます。

13 芸術・文化の振興と文化遺産の活用

芸術・文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすものです。このため、地域に息づく文化活動を支援し、伝統文化の継承に積極的に取り組みます。

14 生涯スポーツの推進

スポーツは、「心」と「体」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与します。安全かつ気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツ関係団体を中心に、地域と協働して活動を支援します。

湯河原町教育委員会基本方針は、教育基本法の精神である、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することを基盤に、湯河原町が目指す教育大綱の基本方針（「一人ひとりの子どもの未来を拓く教育の推進」、「子どもから大人までともに学び成長する「まち」の創生」、「学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成」、「健康な心と身体を育む生涯学習の振興」）を目標とすることを宣言するものです。

町民が、各々の未来を切り開くための一助となるよう、重点項目として掲げた14項目の課題に、一つひとつ取り組むとともに、時代の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、学校・家庭・地域・関係機関との連携強化を図りながら、本町教育行政に課せられた使命を果たしてまいります。

学校教育における基本目標

令和8年度の学校教育における基本目標は、重点項目を踏まえ、次の7つとします。

- 1 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります
- 2 「信頼される学校づくり」を推進します
- 3 「安全・安心な学校づくり」を推進します
- 4 人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心、地球環境を大切にする心を育みます
- 5 人権教育及び人権啓発を推進します
- 6 本町独自の魅力ある教育を推進します
- 7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の検討を深めます

- 1 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります

自らの目標や課題を設定し、解決していく「生きる力」を育成するため、知的側面、徳育的側面及び体育的側面の三つの柱を通じて、変化の激しい社会で主体的にたくましく生き抜き、自分らしく歩む資質と能力を育むよう努めます。自分の可能性を信じ学びに向かう力を培うため、次の7つの項目を推進します。

(1) 創意・工夫ある教育課程の編成の推進

学習指導要領を基に「創意・工夫をした教育課程の編成」「保護者、地域の方々の協力を得た学校支援ボランティア」によって魅力ある教育活動の展開を図ります。

ア 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習指導の改善

イ 学校図書館による充実した学習活動の展開と居場所の提供

ウ 美術館での芸術文化鑑賞会・児童生徒作品展の開催

(2) 児童・生徒指導の充実

校内指導体制の充実に努め、児童・生徒を多角的・総合的に指導・支援できるよう、専門スタッフの配置を充実させ、「チーム学校」で対応していきます。専門的知識を有する教育相談コーディネータ

一、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援アドバイザーが相互連携し、対象となる児童・生徒の支援体制を充実してまいります。

(3) 情報教育の充実

教育における情報コミュニケーション技術（ICT）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる中で、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善に、ICT機器を積極的に利用し、児童・生徒が情報社会に対応した「情報活用能力」を身に付けることができるよう情報教育の一層の充実を図ります。

また、児童・生徒のタブレット活用をより深化させ、個別最適化学習の研究を進めるとともに、多様な学びのスタイルの確立を目指します。

(4) 支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて、障がい種別に教育課程を編成し、個別の指導計画を充実させ、個々に応じた指導を推進するとともに、教職員の研究・研修の推進に努め、施設・設備や教材・教具等を整備し、介助員の配置についても充実するよう努めます。一方で、障がいのあるなしに関わらず、多様な学習のあり方を相互に認め合える学校を目指し、インクルーシブ教育（包括的な一体化教育）を研究し、推進していきます。

また、神奈川県立小田原支援学校湯河原校舎との連携を図りながら、町立学校の支援教育・支援体制の確立に取り組み、児童・生徒各々に適切な支援が届くよう努めます。また、特別な支援が必要な児童にきめ細かなサポートができるよう、通級指導教室（「ことばの教室」・「ふれあいの教室」）の体制強化を図ります。

(5) 「食育」の推進

学校給食では、これまで、主に小学校で取り組んできた「食育」について、給食が開始された中学校においても推進します。地元食材を通して食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てることを目標に、栄養士を中心に「地産地消」を実践します。また、小学校給食の無償化については、国の施策動向を注視しながら、段階的無償化に向けての町独自の取り組みを、町部局と協働で進めてまいります。

(6) 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。町立福浦幼稚園は、園舎が東台福浦小学校と同一校舎内にあり、幼・小連携など特色を生かした教育を行っています。

公立の幼稚園として、多様化する保護者ニーズに応えるため、長期休業中の預かり保育の実施など、保護者に寄り添う保育サー

ビスを検討します。また、小・中学校のあり方の議論を深める中で、幼稚園のあり方についても引き続き検討します。

(7) 学校支援ボランティアの推進

保護者、地域の方々による学校支援ボランティアの協力により、学校運営の向上を図ります。

2 「信頼される学校づくり」を推進します

地域に開かれ、保護者や児童・生徒から信頼される学校づくりのため、引き続き子ども達一人ひとりに誠実に寄り添いながら、保護者及び地域との連携強化、安全・安心な学校環境の整備、学校運営の透明化を目指し、次の7つの項目を推進します。

- (1) 継続して毎年度「学校経営ビジョン」を策定し、「学校教育活動の評価」を行うことによる学校運営の更なる充実
- (2) 教師が子どもと向き合う時間や授業の準備のための時間を多く取れるよう、業務の適正化に向けた働き方改革の推進
- (3) 小中一貫教育等の検討による学校づくりの推進
- (4) 4校1園に設置された学校運営協議会をはじめ、地域と一体となった特色ある学校づくりの推進
- (5) 問題行動への早期対応の継続
- (6) ICTを活用した個別指導による不登校児童・生徒等への支援体制の構築
- (7) 外国につながるのある児童・生徒への支援体制の更なる充実

3 「安全・安心な学校づくり」を推進します

児童・生徒が心身ともに健やかに成長できる環境を整え、物理的な施設の安全面だけでなく、いじめの未然防止や児童・生徒の心のケアに着目し、スクールカウンセラーなどの専門家による取り組みを強化します。また、不審者対策など危機管理への対策を強化するとともに、町防災訓練への参加を呼びかけることで、自身の身を守る力を地域の中で育む実践的な防災対策を推進します。

学校の施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場所であることから、引き続き、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した箇所修繕については、優先順位を付け、計画的な整備に努め安全・安心な施設づくりに努めます。また、交通安全、防犯、防災、疾病及び非行などに対して、学校、地域、家庭や関係機関が連携して、児童・生徒の見守りの充実を図り、児童・生徒が安心して楽しく活動できる環境づくりを、学校・保護者・地域と協働して、次の7つの項目を推進します。

- (1) 柔軟で創造的な学習空間の実現

- (2) 健やかな学習・生活空間の実現
- (3) 地域や社会と連携・協働しともに創造する共創空間の実現
- (4) 安全・安心で持続可能な教育環境の実現
- (5) 保護者・地域住民と連携した通学路パトロールの実施
- (6) 不審者情報のメール配信
- (7) 地震・津波・火災の避難訓練及び防犯訓練の定期的な実施

4 人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心、地球環境を大切にする心を育みます

発達段階に応じた基本的生活習慣を身に付け、思いやりや感謝の心をもち、周囲と協力して規律ある行動を取ることができる児童・生徒を育てます。登下校時のあいさつ運動など、学校内はもとより地域の人々に対しても「笑顔」でさわやかな「あいさつ」を心がけ、社会のルールやマナーを学ぶとともに、町を訪れる人々にも「おもてなしの心」で接する情操を育みます。

また、人間のくらしと環境との望ましい関係を総合的に理解し、身近な活動等を通して、郷土湯河原を愛する心をもち、地球にやさしい行動がとれる児童・生徒の育成に努め、次の7つの項目を推進します。

- (1) 多様な価値観を認め、相手の立場を考える共感力の育成
- (2) 良好な人間関係の構築に資する取り組み
- (3) 豊かな人間性と社会性を育む取り組み
- (4) 主体的で対話的な深い学びの推進
- (5) 自然の美しさ・厳しさを体感した環境保全活動の推進
- (6) 五感で感じる体験学習の推進
- (7) 身近な生き物に触れ、命の尊さや多様性を学ぶ機会の創出

5 人権教育及び人権啓発を推進します

人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得し、真に尊重される「ともに生き、支え合う地域社会」の実現を目指した人権教育を総合的に推進します。自分を信じ自らを肯定できる心、他者を認め尊重する心を育むことで、相互に存在を認め合い、人間らしく生きていく力を身に付けます。

本町独自の「人権教育月間」、各学校で毎年度策定する「人権教育に係る年間計画」による人権教育、人権啓発の実施と振り返り評価を継続実施します。

また、国内外におけるLGBTQの権利に関わる国際人権や本町におけるパートナーシップ宣誓制度の創設という取組を背景とし、本町教育課程においても、「ジェンダーの平等」や「多様性を認め合う」ことに取り組みます。異質な他者の自由を認め、他者との対立などを

対話により解決し、必要に応じて、他者に頼りながら社会の一員として生きる自律した子どもを育みます。教育DXにより多様な学びを支援し、児童・生徒の将来を見据えた学びの自律化・個別最適化、学びの探究化を推奨するとともに、登校することができない児童・生徒を取り残さないようICTを活用した個別指導の充実を図りながら、未来を担う人材を育成するため、次の7つの項目に取り組みます。

- (1) 人権尊重の意識と行動力の育成
- (2) 自他の人権を守る力の育成
- (3) 一人も取り残さない実質的な教育の機会均等の確保
- (4) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進
- (5) 一人ひとりの状況や特性に応じたきめ細かな支援
- (6) 家庭教育の推進と支援体制の充実
- (7) 教職員の人権研修を実施

6 本町独自の魅力ある教育を推進します

「好き」を育み「得意」を伸ばせるよう、一人ひとりの学習意欲を支える環境づくりを実践し、個性を伸ばす教育を推進します。継続して魅力ある教育を実施することで、児童・生徒の学びの充実を図り、新しい時代の「探求学習」の実現に取り組みます。柔軟で創造的な学びの空間づくりとして、自ら問いを立てて主体的に課題解決する力を育み、学びに向かう力を養い自己肯定感を高める教育現場を目指します。

また、幼児教育の重要性を再確認するとともに、幼稚園における保護者サービスの充実を図り、次の7つの項目を引き続き推進します

- (1) 児童生徒に寄り添う教育の継続実施
- (2) 社会生活技能訓練としてのアートコミュニケーショントレーニングの継続実施
- (3) 外国語指導助手の幼稚園、小学校及び中学校への継続派遣
- (4) 校外体験学習の継続実施
- (5) 児童生徒用タブレット端末の家庭利用に係る通信料の町負担の継続
- (6) 育英奨学金給付事業の継続実施
- (7) 学校給食における食育の推進

7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の検討を深めます

令和3年7月（2021年）から児童生徒数の減少に伴う学校の活力や教育効果の問題、全国的な公共施設等の総合管理計画策定に伴う学校施設の整備方法の問題などの検討を開始しました。

令和4年8月には、本教育委員会にて策定した、10年後（2032年）の本町のめざす教育などを示す「学校施設の適正配置に関する考え方」をとりまとめ、同年、当該考え方に関する意見交換会を実施し、住民等

の意見を聴取しました。これらを踏まえて、令和5年度に「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の原案を本教育委員会にて協議、検討してまいりました。原案につきましては、令和6年6月に町議会常任委員会で報告をし、町ホームページで公表しています。

令和7年度は、教職員・保護者及び地域住民の皆様と小・中学校のあり方について更に議論を深め、具体的な方向性について検討するため、町議会に設置された「教育・保育の在り方調査特別委員会」において審議が開始されました。

こうした議論を進める中で、令和8年度は、文部科学省の示す「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」や、経済産業省の示す1人1台の端末整備に伴う学びの自律化・個別最適化などを含む教育DXのひとつ「未来の教室」などについて、さらに検討を深めながら、子ども達にとって未来につながる教育の実現を目指します。

また、本町独自の教育を推進するため、「学びの多様化学校」「小規模特認校」「小中一貫教育校」などについて検討を進め、次の7つの項目に取り組みます。

- (1) 子ども達にとってより良い教育環境となる学校の「適正規模」と「適正配置」を検討します。
- (2) 多様な学びに対応できる学校のあり方を検討します。
- (3) 学校施設の維持管理計画を再考します。
- (4) 地理的要因や地域の実情に応じた学習環境を研究します。
- (5) 学校を含めた公共施設の複合化を町部局と協働して研究します。
- (6) 総合的な教育条件の向上に資する学校配置を検討します。
- (7) 将来を展望し、社会の変化に対応した最適な学校のあり方について、多機関との協議を深めます。

社会教育における基本目標

令和8年度の社会教育における基本目標は、重点項目を踏まえ、次の7つとします。

- 1 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動を支援します
- 2 家庭の教育力向上を図ります
- 3 読書活動を推進します
- 4 町立図書館のあり方を検討します
- 5 青少年の健全育成を図ります
- 6 芸術・文化の振興と文化遺産の活用を図ります
- 7 生涯スポーツを推進します

- 1 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動を支援します
地域の各種団体、ボランティアなどと連携し協力を得て、町民の自主的な学習活動を支援するほか、町部局とも協力し、魅力ある講座や講演会など各年齢層に対する学習機会を提供することにより生涯学習の推進を図り、「子どもから大人まで、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことができる環境の創出」を促進します。

遊びと学び事業、自然・環境学習、町民大学など継続して実施・開講してまいります。

- 2 家庭の教育力向上を図ります

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、保護者の各種講座への参加を促し、家庭における教育力の向上を図ります。

また、家族や子どもを取り巻く環境が変化する中で、保護者が子どもとともに成長できるよう、ニーズに合った事業の実施に努めます。

- 3 読書活動を推進します

子どもの成長における読書活動の大切さを家庭に伝えるとともに、子どもがよい本に出会い、読書に親しむ習慣が身につくよう支援を行います。

読書は、言葉を学び、感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、コミュニケーション能力を高めるうえで、子どもの成長に欠くことのできないものです。このため、「第四次湯河原町子ども読書活動推進計画」に沿って、家族みんなで本を読む「うちどく（家読）」を推進します。あわせて、本に接する機会の提供として、ブックスタート、セカンドブック事業を継続して実施するとともに、ブックリストの活用、各種イベントの実施などにより、読書への第一歩として本に接する機会を提供します。さらに学校図書館の活性化に向け、学校司書等と継続して情報交換を行いながら、学校にはない資料については町立図書館の蔵書を活用した巡回文庫や一括貸出により、学校における読書活動や学習活動を支援します。

また、子どもから大人まで途切れることのない生涯学習の基盤として読書に親しむ機会を充実させるため、世代や関心に応じた資料提供や本に親しむイベント等により、読書環境の向上を図ります。

4 町立図書館のあり方を検討します

町立図書館は、湯河原駅前という立地に恵まれ、公立の生涯学習施設として、図書などの貸出をはじめ講演会、おはなし会などを実施するとともに、文化活動の場として各種展示会、発表会の場所として利用されてきました。

施設は、建築後45年が経過しており、これまで維持管理修繕、改修等を実施してまいりましたが、公共施設等の総合管理計画の策定に伴い、「湯河原町立図書館のあり方」について令和5年度から本格的な検討を開始し、令和7年度において意見を取りまとめている段階です。

今後は、町庁舎のあり方など、他の公共施設の将来像を見据えながら、町部局と連携して「湯河原町立図書館のあり方」を策定したいと考えております。

5 青少年の健全育成を図ります

近年の急激な社会環境の変化に伴い、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

次代を担う青少年が豊かな創造性や若いエネルギーを十分に発揮し、それぞれの夢に向かって成長することができるよう、青少年の意欲を高める体験活動、青少年を取り巻く有害環境対策の推進等、家庭、地域、学校、青少年育成団体や関係機関とともに手を携え次のような取り組みを実施してまいります。

（1）青少年相談の充実

引き続き、青少年相談室の運営、教育支援教室との連携、有害環境対策の推進、相談先の周知等を実施いたします。

（2）青少年育成団体の支援

青少年健全育成の核となる青少年指導員会、子ども会育成団体

連絡協議会、青少年健全育成地域活動推進団体を支援いたします。

(3) 次世代地域指導者（青少年リーダー）の育成

リーダー研修会や各種事業への参加により、次世代の地域指導者となるジュニアリーダー及びシニアリーダーを育成いたします。

(4) スポーツ大会・体験活動等の開催

青少年の交流の場となる少年少女砂の芸術大会、秋のスポーツイベント、ますつり大会などを開催いたします。

(5) 親善都市等との交流の実施

広島県三原市の児童との交流、ポーツステイブンス市への中学生派遣事業につきましては、継続して実施いたします。

(6) 児童・生徒が安心して過ごせる場の提供

町内すべての小学生を対象とし、放課後に、地域の方々の参画を得て、安心な子どもの活動拠点（居場所）となり、様々な体験活動や学習活動を行うことを目的とした「放課後子ども教室」を継続して運営してまいります。

また、児童の保護者を支援し、児童が安心して過ごせる生活の場として、3小学校において開設している学童保育所は、民間事業者へ運営を委託しておりますが、学童支援員の資質の向上並びに維持等を要請するなど、運営について連携を図り、安全・安心な児童の居場所を確保いたします。

中学校や高校生などが過ごせる場として、令和4年度に町部局が民間活力を利用して開設した「駅前の居場所」について、子どもに関する情報共有などを通じて連携し、子育て支援や青少年の健全育成を推進してまいります。

6 芸術・文化の振興と文化遺産の活用を図ります

芸術や文化の創造は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、「潤いと安らぎのまちづくり」を進める上で特に重要視されております。

このため、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などを通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりをめざします。

また、私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを積極的に推進いたします。

さらに、町立図書館及び美術館について、次のように運営してまいります。

(1) 町立図書館の運営の充実

町立図書館は、「自ら求めて学ぶ」学習文化活動の拠点として多くの町民に利用されています。生涯学習に対する関心が高まっている昨今、図書館の使命である情報提供機能の充実を図るため、幅広い分野の図書に加え、郷土資料などの資料を収集し、提供するよう努めます。あわせて本や地域の文化に関連づけた各種イベ

ントを実施し、質の高い親しまれる施設をめざします。

また、学校や家庭、地域全体で連携しながら読書に親しむ機会の充実と読書習慣の定着を図っていきます。

(2) 町立美術館の運営の充実

町立美術館は、町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを保存・展示する文化施設として、また、地域の観光施設として大きな役割を担っています。

芸術性に優れた美術品を収集し、その保存・研究・展示に努めるとともに、講演会やワークショップ、映画上映等の様々な教育普及活動を展開していきます。子どもから高齢者まで町民にとっての文化芸術を享受し、生涯学習の場として活用される「町の美術館」を目指します。それは同時に、文化的な観光施設として観光客にとっても有意義な場所となりうるものであり、町内・町外の人にとって親しまれる施設になるよう美術館の運営活動を行ってまいります。

7 生涯スポーツを推進します

生涯スポーツの推進のため、次の4つの項目を推進及び充実いたします。

(1) スポーツの普及・促進

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図り、楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人からでも、また、家族や友人などと気軽に参加できるような各種教室、大会などを開催し、スポーツの普及とスポーツ活動への参加機会の拡充を図ります。

また、スポーツ推進委員、スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体や地域住民の皆様の協力並びに支援を得ながら、次のような大会等を継続して実施してまいります。

ア ファミリーバドミントンなどのニュースポーツ大会

イ グランドゴルフ大会

ウ 町民バレーボール大会

エ 町民運動会

オ 城下町おだわらツデーマーチ

カ 弓道大会

キ スポーツ・レクリエーションフェスティバル

ク 湯河原温泉オレンジマラソン

(2) 指導者の育成

スポーツ推進委員やスポーツ団体の指導者などの活動を支援し、指導者の育成を図ります。

(3) スポーツ団体等の活動支援

スポーツ協会やスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、個人のスポーツ活動についても支援してまいります。

(4) スポーツ環境の維持及び活動場所の提供

町民体育館、ヘルシープラザ、弓道場を維持管理するとともに、教育活動に支障をきたさない範囲において、学校施設のグラウンドや体育館を活動場所として提供してまいります。